

重要! 中・高校生の皆さん よく覚えておいて下さい。

～自転車運転者講習制度とは～

平成27年6月1日に改正道路交通法が施行され、自転車運転者講習制度が始まりました。
この制度は、自転車運転中に信号無視などの一定の危険な違反行為(裏面参照)をしたり、交通事故を起こして、警察官に繰り返し検挙された場合、公安委員会から講習の受講を命ぜられるというものです。
(※14歳未満の子どもは、講習受講の対象外)

※ 公安委員会が講習の受講を命じる

一定の危険な違反行為をして
3年以内に2回以上
検挙され又は事故を起こした
悪質自転車運転者

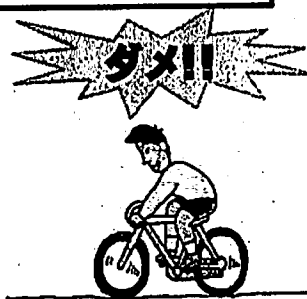
自転車運転者講習
を受講 ■講習時間:3時間
■手数料:5,700円

※ 受講に従わない場合

5万円以下の罰金

～全国で初めての自転車運転者講習の受講命令～

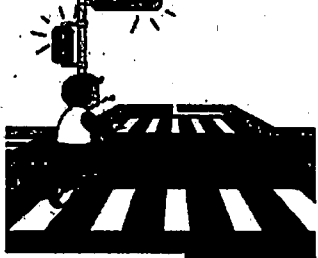
大阪市在住の男性が、7月9日と15日に、大阪市内で前輪に制動装置のついていない自転車(ピスト)を運転したとして、2回検挙され、全国で初めて、大阪府公安委員会から**自転車運転者講習の受講を命ぜられました。**



登下校時に自転車を使用されている方は、
急いでもいいが必ず交通ルールを守って下さい。
講習の対象となる違反(危険行為)は
重大事故に直結するものばかりです。

大阪府警察

1 信号無視



2 通行禁止違反



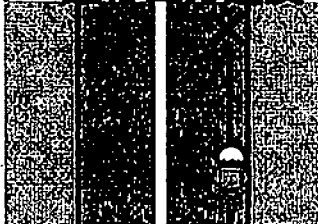
道路標識で自転車の通行が禁止されている道路を通行する行為など

3 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)



自転車を除く

4 通行区分違反



道路の中央から右側部分を通行する行為など

5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害

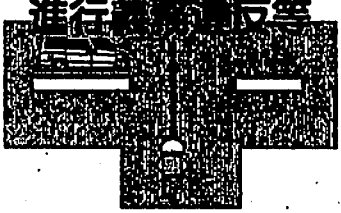


自転車が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為

6 遮断踏切立入り



7 交差点安全進行義務違反等

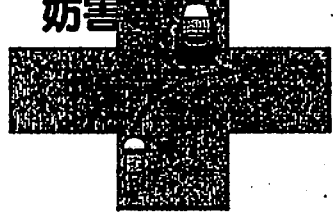


優先道路を通行する車両等の進行を妨害する行為など

自転車運転者講習の対象となる

危険行為

8 交差点優先車妨害



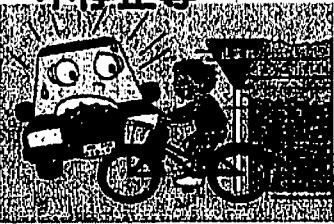
交差点で右折時における、直進又は左折車両等の進行を妨害する行為

9 環状交差点安全進行義務違反等



環状交差点を通行する車両等の進行を妨害する行為など

10 指定場所一時不停止等



11 歩道通行時の通行方法違反



歩道通行時に歩行者の通行を妨害する行為など

12 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転



ブレーキ装置がなかったり、ブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為

13 酒酔い運転



14 安全運転義務違反



ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為
※ 携帯電話を使いながら通行して、事故を起こした場合にも適用されることがあります。